

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業実施要領

平成 28 年 7 月 22 日付 28 農振財森第 537 号  
一部改正 平成 29 年 4 月 28 日付 29 農振財森第 223 号  
一部改正 令和元年 8 月 29 日付 31 農振財森第 809 号  
一部改正 令和 3 年 2 月 26 日付 2 農振財森第 1699 号  
一部改正 令和 4 年 3 月 31 日付 3 農振財森第 2020 号  
一部改正 令和 5 年 3 月 27 日付 4 農振財森第 1315 号

(目的)

第 1 公益財団法人東京都農林水産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業実施要綱（平成 28 年 4 月 1 日付 28 農振財森第 27 号。以下「実施要綱」という。）に基づいて実行するにぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業の運用に必要な事項を定め、その円滑な実施を図ることを目的とする。なお、ここでいう多摩産材とは、多摩産材認証協議会が認証した木材のこととする。

(事業の公募に関する内容)

第 2 公益財団法人東京都農林水産振興財団（以下「財団」という。）の理事長は、支援の対象となる事業を公募する。

なお、公募実施の際は、東京都産業労働局農林水産部森林課に、広報等の協力を仰ぐものとする。

2 前項に規定する公募については、次に定める事項に基づき実施する。

(1) 応募対象者

実施要綱に定める支援の対象事業（以下「本事業」という。）を、事業費の 50%以上の自己資金及び借入金を保有し実施可能な者。ただし、国又は地方公共団体等は対象としない。

(2) 応募対象施設

応募対象者が運営する東京都内の施設

(3) 支援対象事業の内容

下記ア～ウの各号の一つ、又は二つ以上の組合せとする。

ア 内装及び外装の木質化に係る経費

イ 木製什器等の整備に係る経費

ウ ア、イ以外の利用方法に係る経費

#### (4) 応募条件

下記ア～ケのすべてを満たすこと

ア 当該施設の利用者が特定の団体や契約会員等のみに限定されず、誰でも利用できること

イ 当該施設の利用者数が年間5万人以上であるか、又はそう見込めること

ウ 応募対象に該当する施設（以下「当該施設」という。）の延べ床面積が100㎡以上であること

エ 多摩産材を表面の仕上げ材に使用する床・壁・天井等の延べ面積が20㎡以上であること、又は、仕上げ材及び木製什器に使用する多摩産材の材積が1㎡以上であることの、いずれか一方に該当すること

オ 当該施設において、多摩産材による内外装及び什器等が、周囲の他素材による内外装等よりも目立つ形で利用されていること

カ 耐火性、耐久性及び安全性等の観点から木材が適切に使用されていること

キ 当該施設で多摩産材が使用されている旨を、施設利用者及び施設情報の閲覧者に対して明示し、又は発信すること

ク 整備完了後も多摩産材利用の意義、木材の良さ、森林の大切さ等をPRする取組みを継続的に実施すること

ケ 補助金申請額が1,000万円以上（補助対象経費が2,000万円以上）であること

#### (5) 事前相談

本事業に対する補助金交付を目的に、書類申請等を行う者（以下「申請者」という。）は、下記ア～ウの書類を（7）の提出先まで郵送又は持参し、提出すること。提出部数は正1部、写し1部とする。

ア にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業事前相談申出書（第1号様式）

イ 本事業内容の説明資料（位置図、設計図、利用者数等を含む）（様式自由）

ウ 多摩産材利用の意義、木材の良さ、森林の大切さ等をPRする取組みの計画説明資料（様式自由）

#### (6) 申請

申請者は、下記ア～ケの書類を（7）の提出先まで郵送又は持参し、提出すること。提出部数は正1部、写し5部とする。なお、追加資料を求められた場合は、それに

応じることとする。

- ア にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業申請書（第2号様式）
- イ 事業計画書（第3号様式）
- ウ 経費内訳書（第4号様式）
- エ 申請者の概要（第5号様式）
- オ チェックリスト兼誓約書（第6号様式）
- カ 多摩産材の使用面積又は使用量の算定図面及び計算説明資料
- キ 工程表
- ク 施設概要、多摩産材設置箇所、イメージ、詳細説明資料  
（位置図、設計図、利用者数の計算方法等を含む）
- ケ 多摩産材利用の意義、木材の良さ、森林の大切さ等をPRするサイン等の内容の  
詳細・設置予定場所図面及び施設開設後のPR活動の計画説明資料

（7）提出先

公益財団法人 東京都農林水産振興財団 森の事業課

（8）応募期間

理事長が別に指定する開始の日から終了の日までとする。

（9）補助金の交付決定と契約締結

本事業実施に関わる契約締結及び事業着手は、理事長から補助金交付決定通知を受けた後に行うものとする。

ただし、本事業のうち、補助対象施設の整備とそれ以外の建築又は整備に係る契約を一体として行う必要がある場合などについて、やむを得ない事情により交付決定前に当該契約及び契約に類するもの（材料発注含む）を行う必要がある場合は、事業者はその理由を具体的に明記した、交付決定前契約等届出書（第7号様式）を理事長へ提出することとする。また、契約を、その全体又は一部について既に行った後であり、かつ本事業に係る部分の工事に着手していない場合、交付決定前契約及び既契約の内容と理由を具体的に明記した交付決定前契約等経緯届出書（第8号様式）を理事長へ提出する。

理事長は、当該届を受理したときは、交付決定前契約等届受理通知書（第9号様式）又は交付決定前契約経緯届受理通知書（第10号様式）により通知する。

（審査会の設置）

第3 理事長は、第2に基づき本事業の申請があったことについて審査を行うため、公益

財団法人東京都農林水産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業審査会  
(以下「審査会」という。)を設置する。

2 審査会に関し、必要な事項は別に定める。

(補助金交付の内示)

第4 理事長は、第2に基づき本事業の申請があった場合は、第3に基づき審査会を開催し、  
審査の上、適切と認められるものについて支援する旨の決定をする。

2 理事長は、前項に基づき支援の決定した本事業について、申請者へ補助金交付を  
内示する。(第11号様式)

3 理事長は、第1項の決定に際し必要な条件を付し、本事業への補助金交付の内示を  
受けた申請者がそれに従わなかった場合は内示を取り消すことができる。

(助言指導等)

第5 理事長は、本事業の適切かつ効果的な実施のため、第4により支援の決定した本事業  
について、申請者に対して助言指導を行うことができる。

2 理事長は、本事業を円滑に進める上で必要と認める場合には、申請者に対して報告を  
求めることができる。

(事業の実施)

第6 第4により補助金交付の内示を受けた申請者は、公益財団法人東京都農林水産  
振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業費補助金交付要綱に基づき、理事長に  
補助金の交付を申請するものとする。

2 本事業の実施期間は、交付決定の日から令和9年3月31日とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第7 申請者は、第2第2項第5号に基づく補助金の事前相談、同条同項第6号に基づく  
申請、同条同項第9号に基づく交付決定前契約等届、又は交付決定前契約等経緯届出書  
(以下「事前相談等」という。)については、財団が指定する電子情報処理組織を使用  
する方法(以下「補助金申請システム」という。)により行うことができる。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第8 理事長は、第7により行われた事前相談等に係る第2第2項第9号に基づく受理通  
知、第3の規定に基づき設置した審査会に係る通知、第4に基づく支援の決定、内示、

又は取り消しについて、当該通知等を補助金申請システムにより行うことができる。

附 則 （一部改正 令和5年3月27日付4農振財森第1315号）

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

第1号様式（第2関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
理事長 殿

申請者 住 所  
法人名等  
代表者名 印

年度

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業事前相談申出書

公益財団法人東京都農林水産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業実施要領第2の規定により、下記のとおり事前相談を申し出ます。

記

1 事業を実施する施設

施設名称：

施設用途：

施設住所：

2 事業実施期間

着工（予定）： 年 月 日

完了（予定）： 年 月 日

3 別紙資料

① 本相談案件の内容説明資料（位置図、設計図、利用者数等を含む）  
（様式自由）

② 多摩産材利用の意義、木材の良さ、森林の大切さ等をPRする取組み  
の計画説明資料（様式自由）

第2号様式（第2関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
理事長 殿

申請者 住 所  
法人名等  
代表者名 印

年度

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業申請書

公益財団法人東京都農林水産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業実施要領第2の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 事業を実施する施設

施設名称：

施設住所：

2 別紙資料

- (1) 事業計画書（第3号様式）
- (2) 経費内訳書（第4号様式）
- (3) 申請者の概要（第5号様式）
- (4) チェックリスト兼誓約書（第6号様式）
- (5) 多摩産材の使用面積又は使用量の説明算定図面及び計算資料（様式自由）
- (6) 工程表
- (7) 施設概要、多摩産材設置箇所、イメージ、詳細説明資料  
（位置図、設計図、利用者数の計算方法等を含む）（様式自由）
- (8) 多摩産材利用の意義、木材の良さ、森林の大切さ等をPRするサイン等の内容の詳細・設置予定場所図面及び施設開設後のPR活動の計画説明資料（様式自由）

※ 複数の施設を申請する場合は、施設ごとに記載すること

## 事業計画書

## 1 事業概要

(1) 施設名称		
(2) 施設住所	住所： 取得状況： <input type="checkbox"/> 取得済（ <input type="checkbox"/> 所有地、 <input type="checkbox"/> 借地（契約期限： 年 月 日 年契約）） <input type="checkbox"/> 取得予定（ <input type="checkbox"/> 所有地、 <input type="checkbox"/> 借地（契約期限： 年 月 日 年契約）） 取得元： <input type="checkbox"/> 国有地、 <input type="checkbox"/> 公有地（自治体名： ）、 <input type="checkbox"/> 民間	
(3) 施設用途 応募条件ア	<input type="checkbox"/> 特定の団体や契約会員等のみに限定されず、誰でも利用できる施設に該当します。 <input type="checkbox"/> 公的な資金の使途として、社会通念上、不適切であると判断される事業（「風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)」第2条に規定する風俗営業等）を目的とした施設・設備には該当しません。（上記に該当するテナントの入居が想定される場合を含む。）	
(4) 年間利用予定者数 ※応募条件イ 詳細は別添	人（>5万人）	
(5) 施設全体延床面積 ※応募条件ウ	m <sup>2</sup> （>100 m <sup>2</sup> ）	
(6) 多摩産材の使用量 m <sup>2</sup> 又はm <sup>3</sup> で記載 (>20 m <sup>2</sup> ) / (>1 m <sup>3</sup> ) ※応募条件エ 詳細は別添	①内装及び外装の木質化	
	②木製什器等の設置	
	③上記以外の利用方法に係るもの	
	合計	
(7) 他の補助金の有無	<input type="checkbox"/> なし <input type="checkbox"/> あり（ <input type="checkbox"/> 交付決定済み・ <input type="checkbox"/> 申請中または申請予定） ありの場合、事業名称及び実施機関を記載  ※本事業と同一対象物については他から重複して補助金を受けることはできません。	
(8) 本補助金に係る 工期（予定）	着工 年 月 日	
	完了 年 月 日	

## 2 事業内容 (施設全体のコンセプト・多摩産材使用箇所の実施内容など)

当該施設において、多摩産材を使用することがなぜ多摩産材利用拡大のPRにつながるのか、施設コンセプトと合わせて記載してください。また、多摩産材による内外装及び什器等が、周囲の他素材による内外装等よりもどのように目立つ形で利用されているか説明してください。



<p>(3) 施設開設後に 継続的に行う 多摩産材PR活動 計画 (本要領第2(4)ケ) ※応募条件ク 詳細は別添</p>	<p>施設開設後に実施するPR事業の概要とスケジュールを記載してください。</p>
<p>完了写真の提供 (異なる角度で5枚以上)</p>	<p><input type="checkbox"/>可    <input type="checkbox"/>不可 不可の場合には、その範囲と理由を箇条書きで記載。</p>

第4号様式（第2関係）

経費内訳書

【収入の部】

区分	金額	備考
財団補助金 (A)		※千円未満切捨て
自己資金 (B)		
消費税 (C)		
計 (事業費) (A+B+C)		

注1 本補助金以外の補助金を利用する場合は、自己資金の備考欄に補助事業名及び担当窓口等を記入してください。

【支出の部】

費目	内容 (規格など)	数量	単価	金額	備考
小計 (補助対象経費)					
消費税					
計 (事業費)					

注1 記載内容ごとに、見積書若しくは積算書を添付してください。添付がない場合、補助事業の対象とならない場合があります。

消費税については、原則、補助対象経費に含まないものとします。

第5号様式（第2関係）

申請者の概要

申請者情報	
法人名等	
代表者役職／氏名	
所在地	(〒 ー )
事務担当者	
所属部署	
担当者役職／氏名	
連絡先	固定電話：
	携帯電話：
	メール：
書類送付先住所	(〒 ー )
添付資料	
<input type="checkbox"/> 申請者の概要を確認可能な資料（定款及び法人案内パンフレット等）	

※書類作成・提出等に関する事務を申請者から設計者等の別事業者に委任する場合には下記も記載してください。

委任状

書類作成等の事務を次の者に委任します。

委任先情報	
法人名等	
所属部署	
担当者役職／氏名	
連絡先	固定電話：
	携帯電話：
	メール：
書類送付先住所	(〒 ー )

第6号様式（第2関係）

にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業チェックリスト

計画が建築基準法第6の規定に適合していますか
<input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> 該当無し 理由：
計画がその他の法令等に係る場合、その法令等を遵守していますか？
<input type="checkbox"/> はい 法令等名：  <input type="checkbox"/> 該当無し

誓約書

公益財団法人東京都農林水産振興財団 理事長

殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業実施要領第2の規定に基づく公募について、本申請に係る行為にあたっては法規に遵守すること、並びに、関係書類の提出を求められた際は、遅滞なく提出することを誓約いたします。

この誓約に違反又は相違があり、補助金等の交付決定の取消しを受けた場合や、すでに補助金が交付されている場合における返還を命じられたときは、これに異議なく応じることをここに誓約いたします。

年 月 日

住 所

法人名等

代表者名

印

第7号様式（第13関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
理事長 殿

申請者 住 所  
法人名等  
代表者名

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業交付決定前契約等届出書

公益財団法人東京都農林水産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業実施要領第2（9）の規定により、交付決定前契約等について届け出ます。

記

1 対象事業

事業実施施設

施設名称：

施設住所：

事業実施期間

着工(予定)： 年 月 日

完了(予定)： 年 月 日

2 交付決定前契約等を行う内容

(1) 工事契約

該当あり 該当なし (※いずれかの□を選択)

締結(予定) 年 月 日

(2) 契約に類するもの(材料発注含む)

該当あり 該当なし (※いずれかの□を選択)

締結(予定) 年 月 日 ※一番初めに締結するものを記載

内容 ※実施概要を列挙。

3 交付決定前契約等を行う理由

第8号様式（第13関係）

年 月 日

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
理事長 殿

申請者 住 所  
法人名等  
代表者名

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業交付決定前契約経緯届出書

公益財団法人東京都農林水産振興財団にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業実施要領第2（9）の規定により、交付決定前契約を行った経緯を届け出ます。

記

1 対象事業

事業実施施設

施設名称：

施設住所：

事業実施期間

着工(予定)： 年 月 日

完成(予定)： 年 月 日

2 交付決定前契約を行った内容及び締結日  
交付決定前契約を行った内容

締結日： 年 月 日

※ 既に契約を行った部分について、本項に契約日とともに記載し  
契約内容及び日付を証する書類（請負契約書の控え等）を添付すること

3 交付決定前契約等を行った経緯

第9号様式（第13関係）

農振財森第 号  
年 月 日

申請者 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
理事長

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業交付決定前契約等届出書受理通知書

年 月 日に届出のあった下記事業に関する補助金交付決定前契約等届出書  
について、下記のとおり受理したことを通知します。

記

1 対象事業

事業実施施設

施設名称：

施設住所：

事業実施期間

着工(予定)： 年 月 日

完了(予定)： 年 月 日

2 交付決定前契約等を行う内容

(1) 工事契約

該当あり 該当なし (※いずれかの□を選択)

締結 年 月 日

(2) 契約に類するもの(材料調達発注含む)

該当あり 該当なし (※いずれかの□を選択)

締結 年 月 日 ※一番初めに締結したものを記載

内容 ※実施概要を列挙。

3 申請の可否

4 注意事項

契約の行為者に異動があった場合は、速やかに報告すること。

第 10 号様式（第 13 関係）

農振財森第 号  
年 月 日

申請者 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
理事長

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業交付決定前契約経緯届出書受理通知書

年 月 日に届出のあった下記事業に関する補助金交付決定前契約等経緯届出書について、下記のとおり受理したことを通知します。

記

1 対象事業

事業実施施設

施設名称 :

施設住所 :

事業実施期間

着工(予定) : 年 月 日

完了(予定) : 年 月 日

2 交付決定前契約を行った内容及び締結日

交付決定前契約を行った内容

締結日 : 年 月 日

3 申請の可否

4 注意事項

契約の行為者に異動があった場合は、速やかに報告すること。

第11号様式（第4関係）

農振財森第 号  
年 月 日

申請者 殿

公益財団法人東京都農林水産振興財団  
理事長 印

にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業の内示について

このことについて、下記のとおり「にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業費補助金」を内示します。

記

1 施設名称等

施設名称：

施設住所：

2 にぎわい施設で目立つ多摩産材推進事業費補助金

金

円